平成２７年（フ）第６８２号
広島市南区宇品御幸１丁目11番13―102号
さつき荘
破産者　田尻　佳樹
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第７４号
大分市松原町２丁目７番８号
破産者　宮崎　みわ（旧姓稲生）
1　破産債権の届出期間　平成28年10月20日まで
2　一般調査期日　平成28年11月１日午前10時
平成28年10月３日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１１３号
神奈川県横須賀市追浜町２丁目20番地
破産者　齋藤　貴征
1　破産債権の届出期間　平成28年11月１日まで
2　一般調査期日　平成29年１月10日午前10時
平成28年10月４日
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第３４４号
北九州市小倉南区南方１丁目10番２―202号
破産者　濱口　善晴
1　破産債権の届出期間　平成28年11月２日まで
2　一般調査期日　平成28年12月７日午前11時
平成28年10月３日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第９６３号
大阪府豊中市服部西町４丁目５番１―405号
破産者　本射　克巳
1　破産債権の届出期間　平成28年11月４日まで
2　一般調査期日　平成28年12月５日午後２時
平成28年10月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９３５号
大阪府門真市上島町38番地13号サンパレス202号室、開始決定時大阪府門真市北巣本町８番11号
破産者　山下　秀雄
1　破産債権の届出期間　平成28年11月４日まで
2　一般調査期日　平成28年11月28日午後２時
平成28年10月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２号
兵庫県明石市二見町東二見596番地の８、前住所東京都多摩市落合６丁目15番地の46
破産者　藤田　充広
1　破産債権の届出期間　平成28年11月４日まで
2　一般調査期日　平成28年12月20日午前10時10分
平成28年10月４日
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第４３７号
広島県安芸高田市八千代町勝田1642番地
破産者　細田　和司
1　破産債権の届出期間　平成28年11月４日まで
2　一般調査期日　平成28年12月20日午後２時
平成28年10月４日
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７０５号
三重県松阪市嬉野森本町1555番地15
破産者　株式会社チェリーレイク
1　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
2　一般調査期日　平成28年12月５日午後１時30分
平成28年10月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１９６号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目６番３―705号
破産者　れんげ美容室こと　沼澤記美子
1　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
2　一般調査期日　平成28年12月15日午後２時
平成28年10月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３５９号
大阪府豊中市末広町３丁目12番１―102号、前住所大阪府豊中市刀根山６丁目９番51号
破産者　中川　宏亮
1　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
2　一般調査期日　平成28年12月19日午後２時
平成28年10月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８７号
福岡県久留米市津福本町225番地１　メゾンドパラージュ601号、前住所福岡県久留米市西町112番地２　十二軒屋団地１棟14号
破産者　小林　由香
1　破産債権の届出期間　平成28年11月７日まで
2　一般調査期日　平成28年12月15日午後２時30分
平成28年10月４日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４１２号
さいたま市南区松本１―13―３　阿部ハイツ201、住民票上の住所神奈川県横浜市中区花咲町１丁目２番地　リバーサイド桜木町705号室
破産者　坂本　弘一
1　破産債権の届出期間　平成28年11月10日まで
2　一般調査期日　平成28年11月28日午後４時30分
平成28年10月３日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４９３９号
大阪市天王寺区上汐４丁目５番16号　ツチヤビル201号
破産者　中出　孝広
1　破産債権の届出期間　平成28年11月14日まで
2　一般調査期日　平成28年12月15日午後２時30分
平成28年10月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８４号
岡山県倉敷市大畠２丁目12番８号
破産者　株式会社メジャー７宇宙
1　破産債権の届出期間　平成28年12月５日まで
2　一般調査期日　平成29年１月18日午前10時30分
平成28年10月４日
岡山地方裁判所第３民事部

免責審尋期日

平成２８年（フ）第４８６４号
東京都世田谷区桜丘２丁目８―30―602
破産者　馬上　弘直
審尋期日　平成28年12月12日午後１時30分
平成28年９月30日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第３００２号
大阪府豊中市西泉丘３丁目12番１―106号
清算株式会社　新宅産業株式会社
1　決定年月日　平成28年９月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第７号
静岡県浜松市浜北区四大地９番地の243
清算株式会社　Ｙ・Ｋ産業株式会社
代表清算人　山本　和幸
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち平成27年12月25日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
1　定義
一般債権とは、協定債権のうち、平成27年12月25日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済及び免除
本協定認可決定確定後１か月以内に、第１の１による免除を受けた後の一般債権の債権額の7.4％に当たる金額を支払い、その余の債権全額の免除を受ける。
以上
静岡地方裁判所浜松支部民事部